- 1. 件 名:東京大学原子力専攻原子炉施設の3条改正に伴う保安規定変更認可に 係るヒアリング
- 2. 日 時: 令和2年10月28日(水) 15時00分~16時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁10階南会議室(テレビ会議にて実施)
- 4. 出席者:
 - (1)原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門 木村主任監視指導官、小野原子力運転検査官

(2)国立大学法人東京大学 工学系研究科原子力専攻 専攻長 他4名

5. 議事要旨

(1) 国立大学法人東京大学から、東京大学原子力専攻原子炉施設の3条改正に 伴う保安規定及び廃止措置計画の変更概要について資料に基づき説明があり、 原子力規制庁から、以下のとおりコメントを伝えた。

(保安規定について)

- ○学長及び学長より権限を委譲された者がマネジメントレビューを実施する としているが、経営責任者が自ら行う業務としてマネジメントレビューを 定める必要があるため、組織における責任及び権限を踏まえ記載を検討す ること。
- 〇検査の独立性の確保については、実際の工事の実施体制や検査に当たって いる要員を整理して、管理組織内部に設置する委員会との関係を含めその 独立性が確保されていることを管理組織の体制表を用いて説明すること。
- 〇新たに規定された施設管理で規定する巡視(保全のために実施するもの)と、 従前より規定されている巡視の記載が重複した記載になっているが、それ ぞれの実施内容を整理して説明すること。
- 〇他の設置者との技術情報の共有、不適合発生時の情報共有に係る記載がないため、実際の活動内容を確認して記載を検討すること。

(廃止措置計画について)

- ○性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を整理した表について、性能を記載した欄には、各施設の検査における確認項目を踏まえて仕様の記載を検討すること。
- (2) 国立大学法人東京大学から、了解した旨回答があった。

6. 配付資料

国立大学法人東京大学からの配付資料

- 資料 1 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる法令改正に伴う保 安規定の変更について
- 資料2 保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表
- 資料3 東京大学原子炉の廃止措置計画変更概要について